

その他の注意事項

●マイナンバーの確認が必要です

確定申告の手続きには、マイナンバーの記載と下記の本人確認書類が必要です。また、扶養控除を適用する場合、扶養する方(被扶養者)のマイナンバーが分かる書類をお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちの方…マイナンバーカードのみで番号確認と身元確認の両方が可能です。また、自宅などからe-TAXで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方…番号確認書類(▷通知カード ▷マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 のうちいずれか1つ)と身元確認書類(▷運転免許証 ▷保険証 ▷パスポート ▷身体障害者手帳 在留カード などのうちいずれか1つ)の両方をお持ちください。

●年金所得者でも申告が必要な場合があります

収入などの要件により所得税の申告が不要であっても、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除 など)を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や介護保険料が高額になることがあります。

●住宅ローン控除の申告は期限内に

住宅ローン控除の申告は必ず期限内にお願いします。市・県民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出していないと、市・県民税への控除が適用されません(年末調整で控除を受けている場合を除く)。

●配当所得等の申告

上場株式等の配当所得及び譲渡所得(源泉徴収あり)等について所得税と異なる課税方式を選択する方は、市・県民税の納税通知書が送達されるまでに、確定申告書とは別に市・県民税の申告書を提出してください。

●“ふるさと納税ワンストップ特例制度”を利用しても、申告が必要な場合があります

下記に該当するときには特例が無効となり、自身での確定申告または市・県民税申告が必要となります(寄附金の申告含む)。

▷確定申告書または市・県民税申告書の提出を要する者となったとき

▷ふるさと納税先の自治体が5団体を超えたとき

▷特例申請書に記載した氏名や住所に変更があったとき(変更届出書未提出の場合)

税務署からのお知らせ

多治見税務署 (多治見市白山町1-29-1/☎20101・自動音声案内)

税理士による無料税務相談

期日 2月16日(金)～22日(木) ※土・日曜日を除く

時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

場所 セラトピア土岐・2階小ホール

対象 次のいずれかに該当する方

- ①平成28年分の所得金額が300万円以下の方
- ②平成29年分の消費税の基準期間の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する方
- ③給与所得者および年金受給者の方

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」

作成した申告書などのデータは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して自宅やオフィスなどから税務署に送信することができるほか、印刷して税務署に郵送などで提出することもできます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を申告・納付することとされています。還付申告の方を含め、申告する全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。ご注意ください。